

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 (令和8年4月分～)

(山口支部)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		健康保険料・子ども子育て支援金・介護保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額			10.38%	12.00%
1	58,000	円以上	円未満		
		～	63,000	6,020円	6,960円
2	68,000	63,000	73,000	7,058円	8,160円
3	78,000	73,000	83,000	8,096円	9,360円
4	88,000	83,000	93,000	9,134円	10,560円
5	98,000	93,000	101,000	10,172円	11,760円
6	104,000	101,000	107,000	10,795円	12,480円
7	110,000	107,000	114,000	11,418円	13,200円
8	118,000	114,000	122,000	12,248円	14,160円
9	126,000	122,000	130,000	13,078円	15,120円
10	134,000	130,000	138,000	13,909円	16,080円
11	142,000	138,000	146,000	14,739円	17,040円
12	150,000	146,000	155,000	15,570円	18,000円
13	160,000	155,000	165,000	16,608円	19,200円
14	170,000	165,000	175,000	17,646円	20,400円
15	180,000	175,000	185,000	18,684円	21,600円
16	190,000	185,000	195,000	19,722円	22,800円
17	200,000	195,000	210,000	20,760円	24,000円
18	220,000	210,000	230,000	22,836円	26,400円
19	240,000	230,000	250,000	24,912円	28,800円
20	260,000	250,000	270,000	26,988円	31,200円
21	280,000	270,000	290,000	29,064円	33,600円
22	300,000	290,000	310,000	31,140円	36,000円
23	320,000	310,000	～	33,216円	38,400円

- ◆令和8年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、320,000円です。
- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（10.15%）と子ども・子育て支援金率（0.23%）に介護保険料率（1.62%）が加わります。
- ◆健康保険料率（10.15%）のうち、6.91%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.24%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

《保険料の納付方法について》

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に regarding ご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ支部あてにお問い合わせください。

- ◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。
- ◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。
納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～